

~その一杯 愛車も走る凶器に 早変わり~
12月10日~19日は「冬の交通安全運動」

年末は忘年会などで飲酒の機会が多くなります。家庭や職場で「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」を徹底しましょう。

また、年末は日没が1年で最も早く日の出も遅いため、夕方から明け方にかけて交通事故が増加する傾向にあります。運転者は早めのライト点灯、歩行者や自転車に乗る方は反射材用品や明るい服を着用し、交通事故を防止しましょう。

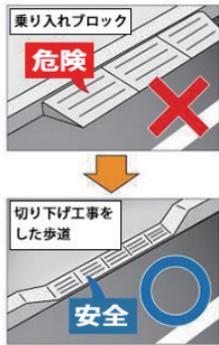
【重点目標】①飲酒運転の根絶 ②飲酒運転は、ひき逃げなどの重大犯罪を誘発します。自転車も摘発対象です ③二日酔い運転の防止 ④夕暮れ~明け方の交通事故防止 ⑤ハイビームの上手な活用 ⑥反射材用品の着用 ⑦子どもと高齢者の交通事故防止 ⑧思いやりのある運転 ⑨道路右側への注意喚起

☎ 我孫子警察署 ☎7182-0110、市民安全課・内線485

乗り入れブロックの設置は危険

駐車場と道路の段差を解消するために設置している乗り入れブロックは、歩行者や自転車などが接触し、思わぬ事故を引き起こす危険性があり、道路法で禁止されています。事故が起きた場合は、設置者の責任も問われることがあります。また、雨の日には道路上の水の流れを妨げ、水たまりの原因となります。歩道や縁石の切り下げ工事をする場合は、道路管理者に申請して承認を得てから行ってください。なお、切り下げには一定の基準があり、工事費用は自己負担です。

☎ 道路課・内線550



~考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心~
12月4日~10日は「人権週間」

人間は、誰でも「幸福な生活を送る権利」を持っています。この権利が人権で、人間らしく生きていくために、なくてはならない権利です。

今年は次の課題を中心に人権啓発活動を実施します。

- ◎子どもの人権を守ろう ◎障害者を理由とする偏見や差別をなくそう ◎外国人の人権を尊重しよう ◎ハンセン病患者などに対する偏見や差別をなくそう ◎インターネットを悪用した人権侵害をなくそう ◎企業などでのハラスメントや差別をなくそう ◎新型コロナウイルス感染症感染者や医療従事者、その家族などに対する偏見や差別をなくそう

市では、法務大臣から委嘱されて活動している人権擁護委員が中心となり、「特設人権相談所」を開設します。人権問題(いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家、名誉、信用、差別、嫌がらせなど)に関する悩みを抱えている方、思い切って相談してみませんか。

◎特設人権相談所

日時 12月6日(月)午前10時~午後3時

場所 社会福祉課相談室(市役所西別館2階)

費用 無料(申込者優先)

☎・☎ 社会福祉課・内線432

◎特設日以外の電話相談(平日午前8時30分~午後5時15分)

千葉地方法務局柏支局 ☎7167-3309、みんなの人権110番 ☎0570-003-110、女性の人権ホットライン ☎0570-070-810、子どもの人権110番 ☎0120-007-110

12月10日~16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」
北朝鮮による人権侵害問題を考えよう

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題の一つです。解決に向けて、国際社会と連携しながら北朝鮮の人権侵害の実態を解明していく他、一人一人がこの問題に関心と認識を持つことが大切です。詳しくは「北朝鮮による日本人拉致問題」(HP<https://www.rachi.go.jp/>)をご覧ください。

☎ 社会福祉課・内線432

できることから始めよう
12月は「大気汚染防止推進月間」

◎節電に努めましょう ◎暖房は室温20℃をめどに設定し、重ね着などの工夫を心掛けましょう ◎暖房機器やガス給湯器などの買い替え時には、環境負荷の少ない機器を選びましょう ◎外出時は、自転車や公共交通機関の利用に努めましょう ◎自動車の購入時などには、低公害車を優先して選びましょう ◎誰でも今すぐ始めることができるエコドライブを心掛けましょう

エコドライブ10のすすめ

- ①車の燃費を把握 ②ふんわりアクセル「eスタート」 ③車間距離をとり、加速・減速を少なく ④減速時は早めにアクセルを離す ⑤エアコンの使用は適正に ⑥無駄なアイドリングをしない ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発 ⑧タイヤの空気圧の点検・整備 ⑨不要な荷物を載せない ⑩走行の妨げとなる駐車はしない

☎ 手賀沼課 ☎7185-1484

広報あびこ11月16日号の訂正

広報あびこ11月16日号4面に掲載した「市職員の人事・給与を公表します」の中で、流山市の議長・副議長・議員の期末手当に誤りがありました。正しくは「4.25月」です。お詫びして訂正します。

☎ 総務課・内線301

12月 市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

弁護士法律相談☎	来所電話	7日(火)、9日(水)、16日(水)、21日(火)、23日(木)9時30分~15時30分(予約は1日(火)8時30分~) 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
行政相談		22日(水)10時~12時 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
行政書士相談☎	電話	15日(水)13時~16時(予約は平日10時~15時)〈新型コロナウイルス感染症関連の補助金、相続・遺言手続きなど〉 我孫子地区行政書士相談事務局・山崎 ☎070-6482-5135
司法書士法律相談☎	電話	14日(火)10時~15時(予約は2日(水)~13日(月)13時~16時) 千葉司法書士会柏支部 ☎080-5901-3236
年金・労働・成年後見相談☎		8日(水)13時~17時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉社会保険労務士会東葛支部 ☎047-345-9992(9時~15時)
税務相談☎	電話	17日(金)10時~15時(予約は13日(月)8時30分~) 取税課 ☎7185-1349
消費生活相談		月~金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く)10時~17時30分 消費生活センター ☎7185-0999

人権相談	来所☎	6日(月)10時~15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線432
	電話	月~金曜日8時30分~17時15分 みんなの人権110番 ☎0570-003-110
生活相談		月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
健康相談		月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 保健センター 健康づくり支援課 ☎7185-1126
心の相談☎		15日(水)13時30分~(予約は14日(火)まで) 相談室(西別館2階) 障害福祉支援課・内線421
子ども総合相談		月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 子ども相談課(西別館1階) ☎7185-1821
ひとり親相談		月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 〈離婚・養育費・面会交流など〉 子ども支援課(西別館2階)・内線849
DV相談(男性可)		月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 社会福祉課内配偶者暴力相談支援センター(西別館2階) ☎7185-1113
結婚相談(☎優先)		木曜日10時~17時 第1・3土曜日、第2・4日曜日10時~19時 我孫子市結婚相談所 あびここいこハート ☎7184-8100

市民相談	若者就労相談☎		20日(月)13時30分~16時30分(予約は16日(水)まで) 我孫子北近隣センター並木本館(15歳~49歳まで) 企業立地推進課 ☎7185-2214	
	地域職業相談		月~金曜日(祝日を除く)9時30分~17時 地域職業相談室(サンビーズビル6階) ☎7165-2786	
県民相談	介護とこころの相談☎		火~日曜日10時~16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886	
	すまいの相談☎		金曜日10時~16時(随時) 水・木曜日10時~12時(要予約) 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎7165-2886	
	福祉用具相談☎		火~日曜日10時~16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886	
	児童相談	来所☎		月~金曜日(祝日を除く)9時~17時 柏児童相談所 ☎7131-7175
		電話		月~金曜日(祝日を除く)9時~17時 柏児童相談所 ☎7134-4152
交通事故相談	来所☎		13日(月)10時~15時(巡回相談。先着4組。予約は9日(水)まで) 市民安全課(本庁舎地階)・内線485	
	来所電話		月~金曜日(祝日を除く)9時~12時、13時~16時30分 交通事故相談所 ☎047-368-8000	